

中村芳信です。通告した質問に入る前に、昨日、安来市内の採卵養鶏場で鶏5羽が死に、高病原性鳥インフルエンザの疑いが強い事例が発生しました。県におかれては、昨夜、危機管理連絡会議を開かれ、また本日朝には、危機管理対策本部会議が開催されているところです。今後、様々、適宜、適切な対応が求められてきますが、先ずは県民への的確で正しい情報提供に努めるとともに、防疫体制はじめ、その対応には万全を期して頂きますよう強く要望します。

1 地方の時代について

それでは、一般質問を行います。先ず、地方の時代について伺います。

平成5年の地方分権の推進に関する衆参両院決議以来、地方の時代が叫ばれ久しいところです。

地方分権推進委員会の「中間報告」は、分権推進の背景・理由のひとつに東京一極集中への対応をあげ、「この際、多極分散型の国土形成を実効あるものにするためにも、地方分権を推進し、まずは政治・行政上の決定権限を地方に分散し、これによって東京一極集中現象に歯止めをかけ、地域の産業・行政・文化を支える人材を地方圏で育て、地域社会の活力を取り戻させる必要がある」として、分権による地方の時代を目指しました。

しかし現在、その分権は進まず、東京は10月からの羽田空港国際線の拡張に見られるように「世界都市東京」へ向け邁進しています。

そのような中、知事には、「大都市化に伴う問題の解決を図るためには、政治の仕組みとして『分権』を進めることは必要で」あるが「もっと必要なのは『分散』を進めていくことだ」として、「分散」による「地方の発展と豊かな日本」づくりを提案されました。前向きに受け止めたいと思います。

そして、「そのための政策、つまり地方をもう少し大事にする政策が国レベルで取られることが必要」と述べ、国に期待をしておられます。

ところでこれまで、こうした国土政策や地域政策に関する課題は、国レベルで全国総合開発計画・全総がその解決の基本方向を示し、地域間の所得を始めとする格差拡大、大都市の過密、地方農山村の過疎、社会資本整備の立ち遅れといった問題に対処し、いわゆる「国土の均衡ある発展」を目指してきました。

こうして新産業都市、農村地域工業導入法、定住圏構想、テクノポリス法、

リゾート法、さらには首都圏移転計画などによって、地方に産業や都市機能を移転しようとする試みが進められてきました。しかし、これまで5次にわたって策定された全総を改めて振り返りますと、これらは地域間格差の是正にある程度効果があったことは否定しませんが、多くは失敗の例を残し、今もその後遺症に苦しめられている地域も少なからずあります。先ず、知事、これまでの5次にわたる全国総合開発計画をどのように評価されますか伺います。【知事】

また、この国の国土政策は、第一次全国総合開発計画のその始めから経済合理主義に基づく集中投資もしくは経済成長と地域間格差を是正するための政治・行政による配慮という互いに反する方向を抱えた体系でもありました。

しかし、国際化やグローバル化への対応が課題となった四次全総辺りから経済の論理が優先し、新自由主義の本領であるトリクルダウン理論のように一方で多極分散型国土形成や多自然居住地域を謳いながら、センター・中心地域をいかに強くするかの政策に傾き、マージナル・周辺地域の問題は置き去りがちとなり、その結果、四次全総の狙った大阪・名古屋圏による補完どころか、東京一極集中は益々進み、他地域の閉塞が続いているのはご承知の通りです。

ところが、幸いにもそうした考え方は国土総合開発法の終焉とともに破綻し、やはりマージナルがしっかりしないとメインも持続して行かない、中心地域だけが良くなってもそれだけで周辺地域を底上げすることはできなくなりました。それ故にこそ、今、「分散」が本気で求められています。

国土形成計画法では、地方から国への計画提案制度や国民の意見を反映する仕組みが新たに設けられ、これまでの国のトップダウンの手法に変化が見られます。しかし、知事、一体、「分散」による「地方の発展と豊かな日本」づくりという大きな提案をこれからどのように具現化していかれますか、その戦略を伺います。【知事】

また、こうした流れは、東西格差を始め本県においても例外ではありません。本県県土政策における「分散」についてはどのようにお考えですか、併せて伺います。【知事】

2 農業について

(1) 県産品の販売・販路の拡大について

次に、近年、安全・安心を始め消費者や実需者の商品へのニーズが変化、多様化する中、農林水産品やその加工品に対する嗜好も例外ではありません。

そうした中、本県農林水産業の振興を図る上で重要なポイントの一つは、

生産者が生産・供給する側の都合や事情・希望を考えるだけでなく、ビジネスや商売相手である消費者・実需者ニーズをどれだけしっかり取り込むことができるかにあると思います。

そのため、生産者、関連団体そして行政がともに様々な消費者・実需者のニーズを的確にリサーチし、分析し、共有することのできる体制を整備し、県産品の販売・販路の拡大につなげて行くことが求められています。

次に、このところ県が力を入れ頑張っている県産品の販売・販路の拡大について伺います。

先ず、生産者のいわゆる先進地視察への支援について伺います。これについては生産者の市場調査のための支援を強化する必要があるように思います。

県ではこれまで生産者の視察支援といえば生産現場の先進地視察への支援が主流でした。

しかし今後、意欲ある生産者が望めば市場や消費調査のための活動もできるような内容を充実していくことが求められます。併せて市場等での生産者や生産団体の販売促進活動に対する応援も同時に積極的に行うことが必要です。この点、お考えをお聞かせ下さい。【部長】

次に、これからは、マーケティングの手法を活用した農林水産品の生産、販売・販路の拡大を目指す取り組みがますます重要になってきています。

通常、生産者は、できるだけ“よいもの”をつくることに多くを費やし、加工や流通、販売の戦略に時間を費やす余裕がありません。

本来こうした役割はJA等の生産者団体などが担うところですが、それが進まない中、本県農林水産普及事業が大きなウエイトを占めるよう期待しているところです。

これについては、既に、県では「顧客との絆づくり事業」として取り組みが始まっており、是非、“これぞ島根の農林水産業マーケティング”といわれる手法の確立を図って頂きたいと思います。

いずれにせよこれを進めるには、生産者と市場あるいは実需者をつなぐ人材・コーディネーターの育成と確保が必要と考えます。県として、消費者や実需者のニーズを生産現場に伝え、それに適った生産をリードし、付加価値をつけ、販売・販路の拡大に当たることができる人材の育成・確保について、どうお考えですか伺います。【部長】

次に、本年2月議会派遣で視察した台湾における日本の農林水産品市場は国内市場と全く同じ激しい競争と売り込みの世界でした。海外販路の拡大のための戦略とそのための体制整備が急がれます。

現在、今後の貿易振興のあり方について庁内関係部局及び外部の支援機関

も交え検討が行われています。

「しまね食品輸出コンソーシアム」など海外と商取引を行いたい人・企業、あるいは行っている人・企業の現実的な支援策に加え、本県産業政策の一環としての貿易振興戦略も必要であると感じています。

今後、農林水産品に限らず、本県産品の両面備えた輸出振興策が展開されることを期待します。検討にあたっての基本的な考え方と今後の方向性について、知事、お聞かせ下さい。【知事】

次に、林業木材産業について、本県の場合も流域林業圏ごとに振興が図られています。

しかし、その林業圏内での生産・流通に留まらず、隣接流域圏と連携するなど広域的に市場に適った地域産材の規格化を進めながら、県内外での需要の開拓・拡大を図ることが必要であるように考えます。この点はどうか。

【部長】

また、県産材の利用促進にあたっては“顔の見える木材での家づくり”を進めていくことが必要です。そのため「しまねの木の家づくり」などに森林所有者から施工業者までの関係者と顧客とをつなぐシステムづくりが求められます。

この“顔の見える木材での家づくり”について、その手法は様々あると思います。農林水産部ではどのようにお考えですか。【部長】

(2) 循環型農業について

さて、2010年本年は、春先の天候不順と夏のあの歴史的酷暑の中で、改めて環境と農業について考えさせられた年でした。県では環境保全型農業と言っていますがいわゆる循環型農業について伺います。

近年、消費者や実需者の食の安全・安心への関心からだけでなく、低い熱量ベースの食糧自給率、世界の食料需給の不安定化、食糧安全保障の問題、石油や金属資源のピークによる資材の高騰、地球温暖化・生物多様性の問題等々が叫ばれる中、水田の汎用化や畑地の土壌管理技術の確立に加え、例えば輸入飼料の増大に伴って切り離されてきた畜産業と耕種農業の資源循環を再構築することで家畜排泄物による環境負荷を解消し省資源化を進めるなど循環型農業システムの構築の必要性が強く認識されつつあります。

戦後我が国農業は国内資源を利用するタイプの農業いわば国内資源利用型農業が衰退の一途をたどり、一方で輸入飼料・化石エネルギーなど輸入資源に依存するタイプの農業いわば輸入資源利用型農業が拡大してきたことに大きな特徴があります。

確かに高度経済成長によって得られた所得の向上による米食からパン食、あるいは和風惣菜から洋風惣菜へのシフトなど食生活の洋風化という消費者の需要変化を背景に、土地利用型農業における生産縮小の動きとは対照的に安価で大量に輸入可能な海外穀物を家畜飼料として積極的に使用する畜産業が急速に拡大し、また石油資源を燃料やプラスチック資材とする施設園芸も広がりました。

しかし、こうした変化をもたらした農産物の大量輸入が将来的にも可能であるか。現在、世界は、石油生産がピークを迎え地球温暖化問題が深化するなどかなり不安定要因を抱えており、それらに影響される世界の食料需給は楽観を許さず、大量輸入に依存するこれまでの食糧安全保障には限界があることが見通されているところです。

そうした中、これからの大きな課題は、省資源・省エネルギー、環境負荷の低減と環境効果の向上を図りつつ、いかに供給熱量ベースの自給率を高め持続的で安定した農業を展開することであるように思います。県下でもこうした問題意識や消費者の食の安全・安心への関心の高まりから有機農業を始め循環型農業・環境保全型農業に取り組む事例が増えてきているのは心強いところです。

今後、その推進を本県農政の大きな柱にし、全県で循環型農業に本格的に取り組むことで、本県食料・農業・農村の構造転換を図るといった意気込みが必要であると感じています。知事の有機農業を始めとする循環型農業あるいは環境保全型農業に対する所見を伺います。【知事】

次に、農水省の2006年「農産物の生産における環境保全に関する意識・意向調査」では、農業が環境に負荷を与えていることの認識は、消費者41%、流通加工業者40%、農業者29%ということで低いという結果が出ています。もともと環境保全型農業は、環境問題の高まりを受け農業の持つ多面的機能を維持、増進して行くという側面と、反対に農業が農薬や化学肥料の散布あるいは廃プラスチック、家畜排泄物等を通じて環境に負荷を与えているという側面の双方の必要から導入されたものと認識しています。

この問題に関し国は、2005年「農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき規範を策定し、その規範を実践する農業者に対して各種支援策を講じていくこととする」との方針のもと「環境と調和のとれた農業生産活動規範」を公表し、都道府県に通知しました。

しかし、この「規範」は、作物生産7項目と家畜の飼養・生産6項目からなりますが、各項目には励行すべき基本的事項が書かれているだけで、欧米のように環境と農業生産を守る双方の視点を考慮した農業行為の具体的内容は記されておらず、まだまだ発展途上ということでした。

我が国は、OECDなどから批判されている価格支持政策を中心とした農業

補助から、環境保全に貢献できる農業を営むことについてクロスコンプライアンス契約を行った農業者に対し環境直接所得補償を行う政策などの比重を高めてゆくことが求められています。いずれにせよ、この「規範」を県はどのように受け止め、対応されていますか伺います。【部長】

ところで島根は、環境保全型農業において先進県で全国 5 指に入ると言われています。しかし本県における取り組み状況を見ますと、平成 17 年の販売農家 29000 戸余りの内、エコファーマーは 1665 戸 5, 6%、エコロジー農産物取組者 960 戸 3, 2%、有機 JAS 認定農家 53 戸 0, 2%とまだまだの感があり、全体としてはアドホックな取り組みの域を出ていません。

また、現行「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」では、環境農業は「環境保全と多面的機能維持増進」として 5 本の施策の一つに位置づけられ、具体的には、「環境を守る農業宣言事業」、「未来へつながる島根の『環境農業』推進事業」、「有機農業担い手育成事業」、「がんばる地域応援総合事業」などで普及や有機・エコロジー栽培の推進、技術支援、担い手育成、実践者の取り組み支援を行っています。しかし、環境への負荷軽減を図る農法については栽培技術が確立していないこともあり今のところ減農薬・減化学肥料中心の農法となっています。

そうした中、今、現時点で、環境農業の中でも環境保全効果や消費者へのアピール度が最も高い有機農業にさらに力点を置いた振興策が必要ではないかと考えます。確かに、有機農業は、水稻の有機栽培に見られるように単位面積当たりのコストアップ、収量の低下、虫害対策、雑草対策での労働時間のアップなどによって 5 割近くもコストアップとなり、苦勞の多い農業です。しかしそれでも、国のアンケート調査などによると、今後有機農業に取り組みたい、条件を整えば取り組みたいとの回答が 5 割を超えており、この傾向は高くなると理解しています。

そこで、取り組みの拡大を図るため、例えば、国の「農地・水・環境保全対策」のいわゆる「2 階部分」についてさらに県独自の支援を上乗せするなど誘引を図る必要があると考えますが、この有機農業を始めとする環境農業の取り組みの現状と課題についてどう認識し把握されていますか伺います。また、今後の取り組みと方向についてはどうですかお聞かせ下さい。【部長】

次に、麦など畑作物の国産化や環境負荷の低減が期待される水田の汎用化と土壌管理の推進について伺います。

かねて、この国の農地利用の真髄は、夏と冬の二つの季節風を巧みに利用し、夏は稲・表作、冬は麦・裏作を行った二毛作に見られたように、風土を巧みに利用しながらする“つくりまわし”・“輪作”にあったように思います。そして、そこでの原則は、“つくり返し”・連作はしないということでした。

しかし、戦後の一時期までであったこの土地利用の方法は今ではすっかり消えてしまいました。原因は食生活の多様化と特に兼業農家に見られるような農業経営の単作化であり専作化です。今や水田の裏作はなくなり、畜産はもっぱら輸入飼料にたより、野菜は化学肥料を使って栽培するものやハウスの中で集約的、人工的につくられるものが主流です。

こうして農業内部の生態循環は破壊され、地力の維持は困難、処理しきれないほど大量の家畜排泄物や作物残滓を生み出し、連作障害や病虫害は多発。結局、農業生産の基盤は破壊されその永続を困難にするだけでなく、大気や水の汚染を拡大し環境を損傷すると懸念されているのはご承知の通りです。

この水田の汎用化や排水に留意する畑地の土壌管理は、農地の有効活用の上からも必要ですが、循環型農業の実践の上からは避けて通れない課題です。最近の土地改良事業の手法はこうした点に配慮したものになってきていると仄聞しており、それだけに今年度大幅に予算が削減されたことは残念です。加えて本県でもこうした問題意識の低かった昭和40年代から整備された水田圃場がたくさんあります。この課題をどう受け止め対応されていけますか伺います。【部長】

3 鳥獣対策について

さて今年、もう一つ痛烈に考えさせられたのが環境と人間と鳥獣との関係でした。頻繁にクマが住宅地に出没し各地で人身被害が発生するのを見聞きするにつけ、種の保護や危機的減少などを理由とした保護の説明では、現場は納得しないように思います。あの鳥獣との「共生」も同様です。

津和野町の方々から“クマが出て敵わない、県の責任で山狩りして欲しい”、“蜂蜜が全滅した”、イノシシ被害から“来年はもう稲はつぐらない”と聞き、吉賀町では、クマで栗の枝が折られ“もう栗の生産はできなくなった”、またサルのおかげで“シイタケづくりは止めた”など、なんとも悲痛な声を聞いています。

まず、有害鳥獣駆除に不可欠ながら、その減少に歯止めのかからない狩猟免許について伺います。

まず、猟銃免許について伺います。現在、猟銃を扱うには都道府県の狩猟免許試験に合格し公安委員会の銃砲所持許可を取る必要があります。さらに銃刀法の改正で、新たに実包1発ごとに使用状況を細かく帳簿につけること、3年に一度の免許更新に際しても射撃試験の実施、精神疾患がない、認知症でない、家庭内に銃を悪用するおそれがある人がいないなどが条件となり規制が強化されました。

しかし、地元猟友会の方から次のような訴えを頂きました。「鹿足郡の現在の狩猟者は184名。うち猟銃狩猟者97名。高齢化で4、5年したら半分に減る状態だ。郡では狩猟免許取得費用は初心者に限り補助があるが、銃検査の厳しさと若い人が受けないのが現状だ」。特に「昨年12月の銃刀法改正から、警察の取り締まりの厳しさに戸惑っている。」おまけに「免許許可申請での射撃試験は、近くの山口県の射撃場でなく遠い浜田で受けること、診断書は精神科で取れ」と言われては誰も更新しなくなる。「狩猟者の年齢は60歳以上が7割、猟友会として有害鳥獣対策に協力できない状況に来ている」というものでした。

この訴えは、改正銃刀法が有害鳥獣対策を担う人の免許取得や更新を難しくしているというものです。確かに、佐世保の散弾銃事件や秋葉原の無差別殺人等を契機に改正された銃刀法であり、その趣旨は理解できます。しかし地域の現状を見た時、趣味や営利で猟銃免許を取得している人は、かつてはどうあれ、今はほとんどいません。

この方は、有害鳥獣対策については改正銃刀法の規制緩和を求めています。しかしそれが現実的に叶わない中、県として、猟銃免許資格者の確保・育成をどのように考えていますか伺います。【部長】

また、例えば猟銃免許資格者を「レジャー・営利ハンターと有害鳥獣ハンター」に分け、あくまで有害鳥獣対策という社会的要請から有害鳥獣ハンターには準公務員的責任と役割を担ってもらうことで、免許の取得・更新にあたっての規制の緩和や税、手数料など掛かる経費の減免がなされるよう地方として大きな声を上げるべきと考えます。どう受け止めて頂きますか、農林水産部長。【部長】

またワナ免許について、県ではイノシシ捕獲のためワナ免許取得者の拡大を進めています。そこでこれについても例えば、本人の農林地及びその周辺の一定地域内を有効とする有害鳥獣捕獲資格を独自の講習をもって認め、さらにそれを住民が誇りを持って自らの地域を守れるよう公的資格として終身で認め、従って更新時経費も不要な農林業に携わる方々に限定した資格を新設するよう国に求めてはと思います。どうですか部長。【部長】

尚、主にクマの捕殺にネット上などで狩猟者に対する心無い批判が相次ぎ狩猟者が悪者であるかのような印象です。改正銃刀法に加えこれでは捕獲による個体数の調整という社会的要請を受け対策にあたっている方々はますますやる気をなくします。県として、こうした批判には毅然と有害鳥獣対策の正当性を説明して頂くよう要望しておきます。

次に県では「集落ぐるみで」をキーワードに、イノシシ、サル、クマ及び

シカに対して総合的な取り組みを実施するため平成 20 年度から 21 年度にかけて「鳥獣被害緊急対策モデル事業」を行いました。

その内、環境整備の取り組みについて、里山に隣接した森林を一定の幅で伐採する緩衝帯の設置が有効であったと聞いています。

ただ、この緩衝帯も一度設置すればそれで済むというものではありません。集落の弱体化などその後の維持・管理が大きなネックになるということです。

しかし実効性があり景観対策にもなるこの取り組みです。そうした困難な課題を抱えながらも何とか頑張っていてやっという集落については行政としても何らかの支援をすべきではないかと考えます。どうですか農林水産部長。【部長】

4 離島・中山間地域の高校活性化について

最後に、平成 21 年度から 30 年度までの 10 年間で中学校卒業生数がトータル 1000 人余り減少すると見込まれる厳しい少子化の中、それでも学校、後援会、PTA、そして地域をあげて存続に向け懸命に頑張っている離島・中山間地域の県立高校の活性化について伺います。

先ず、今年度から離島・中山間地域の高校で、その規模から配置が難しかった理科系教員について、県独自の配置を決められました。評価したいと思います。

さて、どんなに過疎化や高齢化が進む中であっても、離島や中山間地域では高校の存在が地域の活力の源となっているのはご承知の通りです。

県立吉賀高校のように、体育祭や文化祭で地域の方々に参加いただいたり、逆に地元の高校生が地域の催しや活動に参加したり、あるいは地域の課題について研究したりすることで、学校だけでなく、同時にその地域の活力を引き出していく姿は、私たち島根の明日を担う若者の姿として本当に心強いところです。

願わくは、この高校生たちが高校生活を通じ地域への愛着を深め地元に着していくことを期待し、今後も活力ある高校の存在が離島・中山間地域において、きっとその活力を高めていくことを願っております。

この秋、知事には、吉賀高校を視察され、関係者と中山間地域の小規模校について意見交換されました。心強く思っているところです。離島・中山間地域の高校について、今後一層、魅力を高め、活性化を図る必要があると考えますが、知事の所見を伺います。【知事】

また、教育長、離島・中山間地域の高校活性化の取り組みの一環として、昨年度からは、生徒募集にあたって、県外からの生徒受け入れも積極的に取り組むこととし、ホームページなどでその案内にあたっています。また、各地域においては、地元自治体やそれぞれの高校において「魅力ある県立高校づくり」について様々な試みがなされていると拝察しています。このような離島・中山間地域の高校の活性化の取り組みについて、教育委員会としてその状況と課題をどう認識し、今後どのように取り組んでいくお考えですか伺います。【教育長】